

入札説明書

令和4年札幌市告示第2195号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和4年6月6日

2 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 市役所本庁舎4階
札幌市選挙管理委員会事務局選挙課管理係
電話番号 011-211-3247
ファックス番号 011-211-3956
メールアドレス senkyo-keiyaku@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称
特例郵便等投票関係書類回収・投函業務
- (2) 役務の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間
契約締結の日から第26回参議院議員通常選挙の選挙期日まで
- (4) 履行場所 仕様書による。
- (5) 入札方法

総価で行う。入札金額は、固定費（変動費を除く金額）と変動費の単価に予定数量を乗じた金額とを合計した金額を記載することとする。

また、入札書の提出の際には、単価を記入した内訳書を入札書に左綴じで添付し、割印をすること。なお、内訳書に記載する単価は1円以上1円単位とする。単価が空欄若しくは0円で入札されたものは無効とする。

落札決定にあたっては、入札書に記載された合計金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、契約金額は、入札書の内訳書に記載した固定費の額と変動費の単価に実績件数を乗じた金額とを合計し、当該合計金額の10%相当額を加算したものとする。なお、契約金額に1円未満の端数が生じた場合は切捨てとする。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4～7年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、取扱業種が大分類「一般サービス業」、中分類「その他サービス業」に登録されている者であること。
- (3) JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を取得しており、その有効期間が仕様書に定める履行期間を満たすものであること。
- (4) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

- (6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札参加について

- (1) 入札参加条件については、上記4により定めているが、参加を希望する場合は、4(3)に掲げる競争入札参加資格を有することを証明する書類（JISQ15001規格に基づくプライバシーマーク又は情報セキュリティマネジメントシステムISO/IEC27001（JISQ27001）の認証を証する書面等の写し）を下記のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出期限
令和4年6月13日（月）12時00分
証明書類に入札参加資格送付書（様式1）を添付し、上記2の契約担当部局へ持参又は送付すること（持参の場合も送付書は必須。送付の場合は必着のこと。）
なお、送付書及び証明書類は書面（送付書においては押印した本書）で提出すること。

6 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
上記2に同じ。
- (2) 入札の日時及び場所
令和4年6月15日（水）10時30分
札幌市役所本庁舎4階 選挙管理委員会事務室（札幌市中央区北1条西2丁目）
- (3) 入札書の提出方法
上記(2)の指定日時場所において、本市所定の入札書（共通一第7号様式）により直接入札箱へ投函すること。入札者は、その提出した入札書の書換、引換え又は撤回することができない。（送付及び電送による提出は認めない。）
- (4) 入札説明書等に対する質問と回答
令和4年6月9日（木）12時00分までに書面（様式2：質問書）により提出すること。書面は、送付又はファックスにより提出すること。回答については、原則として令和4年6月10日（金）以降に、本市選挙管理委員会事務局インターネットホームページに掲載する。なお、本件入札に直接関連する質問に対してのみ回答を行うものとし、全ての質問に回答するとは限らない。
- (5) 入札の無効
本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札、その他札幌市契約規則第11条各号及び札幌市競争入札参加者心得第8項各号の一に該当する入札は無効とする。
- (6) 入札の延期等
次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。
ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき
ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき
- (7) 代理人による入札
ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名、商号又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む）をしておくとともに、開札時まで委任状（共通一第8号様式）を提出しなければならない。
イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

- ア 開札は、上記6(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
- イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状(共通一第8号様式)を提示しなければならない。
- エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認められた場合のほか、開札場を退場することができない。
- オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低制限価格以上の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

7 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額(固定費及び変動費の契約単価に予定数量を乗じた金額の合計額)の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知(納入通知書到達)の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(4) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望するものは、上記4に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類を、入札関係職員の求めに応じ提出しなければならない。また、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(5) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期限内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法(昭和63年法律第108号)に基づく消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税及び地方消費税免税事業者申出書(共通一第14号様式)を提出しなければならない。

(7) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ 当該契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が当該契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の交付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに当該契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別紙「契約書(案)」のとおり

(9) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから10日以内(札幌市の休日を定めている条例に定める休日を除く。)に、次に従い、書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記2に同じ

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電送によるものは受け付けない。

(10) 書類の記載にあたっては、加熱等により記載した文字を消すことのできるボールペン(いわゆる「消せるボールペン」)及びインク浸透印(いわゆる「シャチハタ」印)を使用しないこと。

これらを使用した書類による入札は無効とする。

(11) 入札書の数量について

入札書の様式に記載した数量は予定数量であり、その数量の発注を保証するものではない。